

趣旨及び第1ワーキンググループの検討課題等

WG1に課せられた検討課題(公的統計整備の考え方(共通の枠組・基準関係)、統計リソースの確保・有効活用等)について、検討の背景・状況、検討に当たっての考え方・検討の進め方等を記述

公的統計整備の考え方(共通の枠組・基準関係)

1 統計ニーズの把握方法

統計委員会において関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、統計利用者のニーズへの対応について検討

総務省において、インターネット上の「政府統計の総合窓口」を活用し、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に関するニーズを把握し、把握した情報を各府省と共有 等

2 基幹統計の指定等の基準の明確化

基幹統計の指定は、統計委員会の意見、基本計画も踏まえ、統計法に規定された基準に該当するかどうかを個別の具体的な事例に即して判断

個別判断に当たっての一般的な判断要素の例

- | | |
|---|---------------------|
| 国民生活に関連する重要な構造統計・動態統計 | 月例経済報告で利用されている統計 |
| 結果の利用が法令上明記されている統計 | 人や物の国際的フローを水際で捉える統計 |
| 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計 | |
| 各地方公共団体においても幅広く活用できる統計 | |
| 総務省の社会・人口統計体系(SSDSベース)に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計 | |
| 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計 | |
| 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計 | |

3 統計の評価、統計作成方法の見直し・効率化の考え方

IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定。また、当ガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、公的統計の見直し・効率化の余地を検討

自己評価結果は統計委員会に報告し、統計委員会は必要に応じて意見

自己評価結果を承認審査等に活用し負担軽減を実施 等

4 統計基準の設定

現行の「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」のほかに、以下の事項を新たな統計基準として設定

- ・「日本標準職業分類」
- ・「季節調整法の適用にあたっての基準」
- ・「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」

「日本標準商品分類」及び「従業上の地位に係る分類」について研究し統計基準としての設定の可否を決定 等

統計リソースの確保・有効活用等

1 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

実査体制にも配慮しつつ、優先度を考慮した統計整備・統計調査実施時期等の全体調整必要な人材の量・質のバランスに配慮した研修や人事交流の実施による中核的職員の確保

基本計画への予算・定員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等の場を設置し基本計画を推進

概算要求時の「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みの活用などによる財政当局への働きかけ、また、情報提供等による定員管理当局への必要な働きかけを実施

府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省統計局の機能・リソースを最大限に活用。また、統計調査を効率的に実施する観点から、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討

緊急ニーズの対応に当たって、第一義的に行政記録及び既存統計調査結果の活用を推進。新たな調査が必要な場合には、承認審査事務の簡素化・迅速化により対応

2 実査体制（統計専任職員等）

地方公共団体を經由する必要がある調査の範囲を精査し、必要な見直しを実施するとともに、地方統計機構の業務量を極力平準化するよう調整

地方公共団体を經由する調査について、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、上乘せ調査を地方公共団体が実施できるよう支援

専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討

統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定め、それに応じた処遇改善等を早急に検討するとともに、統計調査員の役割や社会的重要性について調査客体に周知

地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体に提供する仕組みを構築

基本計画の審議に当たっては、地方分権改革推進委員会の審議状況に留意し、必要に応じて委員会間で情報交換を実施

3 統計職員等の人材の育成・確保

中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努力

任期付職員採用制度にも留意しつつ、府省間・国地方間・官学等の人事交流を推進

今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努力

統計を主管する局・部を有する府省は、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどにより、職員の計画的育成に努力

海外の政府統計機関への派遣を含めた国際対応能力・経験の向上方策を推進。また、国際的な課題について、情報共有、対応策の検討等を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援

専門職俸給表に、統計専門職を追加することの可否を含めた研究を実施 等

4 研究開発の推進と関係機関等（学界等）との連携強化

公的統計に関する調査研究等の実施に当たっては、プロジェクト型（公募型・競争型）による研究等を推進。また、関係学会等から、公的統計関連の研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応

統計委員会は、学界等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施、また、各府省と学界等との連携強化を支援、有識者による研究の推進を促す。

人材育成に大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化 等

5 統計の中立性

統計の品質等の自己評価のガイドラインに、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の事前情報を共有する範囲・手続等について規定

調査の方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表。また、公表日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を限定する内規を整備し公開